

**越谷都市計画道路 3・3・41 越谷市役所通り線
路線測量等に関する説明会の開催結果について**

1 開催日時、場所、参加者

日にち	時間帯	対象地域	会場	参加者
令和 7 年 9 月 23 日(火・祝)	10 時～11 時	越ヶ谷 2 丁目 弥生町の一部	越谷市役所 エントランス棟 会議室3-1	35 名
令和 7 年 9 月 26 日(金)	15 時～16 時		越谷県土 整備事務所 2階会議室	11 名

2 説明会の内容

- (1) 事業概要（事業の目的、スケジュール等）
- (2) 路線測量の進め方
- (3) 質疑応答 等

3 質疑応答

Q：事業区間（一方通行 60m 区間）内において更地となった土地がある。県で用地を取得したのか。

A：県では取得していません。

Q：高齢で移転が難しいので、事業には賛成しかねる。

A：地権者の事情を考慮し、個別に丁寧に対応していく方針です。

Q：未整備区間（説明資料 P6 の緑破線）も同時に事業を進めるのか。

A：市道 40006 号線の事業進捗を踏まえて、県と市で道路の整備手法などについて検討するため、令和 6 年度に「都市計画道路越谷市役所通り線に関する検討会議」を立ち上げました。整備手法や周辺道路整備の進捗状況を考慮しながら検討を行います。

Q：整備後の道路幅員は。

A：現在の約 6m から整備後は 25m に拡幅します。

Q：道路の拡幅範囲に掛かる土地の確認方法は。

A：都市計画図をもとに、越谷県土整備事務所、越谷市役所で確認できます。市のウェブサイト（こしがや住まいるマップ）でも公開しています。具体的な位置は、道路詳細設計や用地測量によって決まります。

<こしがや住まいるマップウェブサイト>

[こしがや住まいるマップ](#) | [位置選択](#)

Q：都市計画決定と事業決定の段階では、どのような違いがあるのか。

A：都市計画決定の段階では条件付きで建築が可能です（越谷市ウェブサイト参照）。

事業決定時は、事業の施行に障害となる建築が制限され、原則として事業地内での建築物はできません。

<越谷市ウェブサイト>

[都市計画法第 65 条に基づく建築等の許可申請について](#) [越谷市公式ホームページ](#)

Q：事業決定はいつ頃予定しているのか。

A：説明会開催時点では、令和 8 年度中を予定しています。

Q：一方通行解消によって、（都）越谷市役所通り線を通行する自動車の交通量は増えるのか。

A：一方通行が解消され、市道 40006 号線が開通した場合、交通量は増加すると想定しています。

Q：（都）越谷市役所通り線の自動車交通量が増加した場合、未整備区間を通行する歩行者の安全対策は考えているのか。

A：交通状況を踏まえ、必要な安全対策を検討します。

Q：一方通行 60m 区間の工事はどのくらいの期間を要するのか。

A：1 年から 2 年程度を想定しています。